



三浦海聖ちゃん 実来さん 脩希さん 琉聖ちゃん

空き家でも立派なマイホームに

住みたい地区で希望に合った土地がなく、悩んでいたところに紹介されたのがこの空き家。市の補助制度があることを知り、二世帯近居の助成を使ってリフォームをしました。自分たちの予算に合った中で希望をかなえられてよかったです。元々空き家とは思えないほど、とても住みやすいマイホームになりました。

放置されたその空き家 活用するなら今がチャンス



さまざまな補助制度を用意 空き家対策を支援しています

空き家のリフォーム・解体に係る工事に補助が受けられます。対象となる空き家はおおむね1年以上使用されていない物件。昨年度までに約300件の利用実績があります。補助の受付期間は11月30日(木)まで。必ず事前に空き家利活用センターに相談してください。着工後の申請は対象外になります。注意してください。

① 空き家の活用支援

空き家のリフォームやまちづくりの拠点などとして活用するための改修工事を補助します。

補助額Ⅱ（空き家リフォーム）

工事費の3分の1以内、上限100万円（まちづくり拠点）工事費の3分の1以内、上限200万円

② 二世帯近居・同居住宅支援

実家からおおむね1キロ以内の空き家のリフォームや解体して新築するための工事費を補助します。

補助額Ⅱ 工事費の3分の1以内、上限120万円

③ 老朽空き家対策

昭和56年以前に建築された空き家の解体工事を補助します。



空き家を放置していると、防災や防犯、衛生上の問題が発生。街のイメージ悪化にも。私たちは、そんな空き家を生まれ変わらせる支援をしています。気軽に相談してください。

建築住宅課
松村 智彦 早部 孝之

補助額Ⅱ 工事費の3分の1以内、上限10万円
●フラット35住宅金融支援機構と連携した新制度も開始
二世帯近居・同居建築補助を受ける人が、住宅金融支援機構の「フラット35」子育て支援型・地域活性化型を申し込むと、金利の優遇が受けられる新たな制度が開始に。詳しくは問い合わせてください。

その空き家、適正に管理を

空き家は個人の資産で適切に管理する義務があります。所有者などが適切に管理せず、建物の倒壊や屋根・外壁などの落下で周辺の建物や通行人に損害を与えた場合、賠償責任を問われることも。定期的な様子を確認し、近隣に連絡先を伝えておいてください。空き家の利活用や解体などは、早めに計画・相談を。

相談は空き家利活用センターで受け付けています。また、同センターでは市内を巡回し空き家の損傷などの早期発見に努め、状態が改善されないことが続けば、法律に基づき、勧告・命令などを実施。空き家を売却・賃貸したい所有者や、購入したい人は相談してください。

人が住まない空き家がある、放置していた空き家が倒壊しそう……。その空き家、上手に活用しませんか。新たなまちづくりの拠点にしたり、リフォームをしたり。マイホームを一から建てるのではなく、空き家を活用するのも一つの手です。また、空き家は倒壊などの危険もあるため、活用することは周囲の人にとっても安心です。前橋市には、空き家を活用したい、してもらいたい人を支援する補助制度があります。空き家を活用するから今がチャンスです。

☎ 空き家利活用センター
027-8998-6081

